

市民参加プロセス計画書：「岡崎市駐車場整備計画の改定」について

Q・そもそも、なぜこの計画又は事業が必要なのか？計画策定又は事業推進により解決したい課題は何か？

本市では、昭和46年に2地区（康生伝馬、明大寺）の駐車場整備地区を都市計画決定し、都市計画駐車場の整備及び岡崎市駐車施設条例による附置義務制度の施行等によって、地区内の駐車需要に対応するべく駐車場の整備を推進してきました。  
 駐車場整備計画は、駐車場整備地区における路外駐車場の整備方針や方針に基づく施策を記す計画ですが、近年、全国的に駐車場施策は、総量を増やす施策から、まちづくりと連携した施策に転換してきています。  
 本市としても、第7次岡崎市総合計画では「居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成」、岡崎市都市計画マスタープランでは「ウォークアブルなまちづくり」を掲げており、歩行者に配慮したまちづくりを進めていることから、駐車場施策についてもまちづくりと連携を図るために見直す必要があります。

	実施時期（年月）	具体的な市民参加手法・実施場所・実施回数など	対象者（対象とした理由）	・提供する情報 ・聴取したい情報	目的（何についてどこまで合意形成したいか）
検討段階					
	第7次岡崎市総合計画や岡崎市都市計画マスタープラン等の上位・関連計画と調整を図りながら策定するため、検討段階及び構想段階における市民参加の余地がほとんどありません。そのため、本計画の具体的内容について検討する計画段階で市民参加を実践することとします。				
構想段階					
計画段階	令和6年8月	附属機関	岡崎市都市計画審議会（学識者、議員、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等幅広くを反映させることができるため）	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画改定原案</li> <li>計画改定原案に対する意見</li> </ul>	計画改定原案に対し幅広い観点で意見を伺い、必要な修正を行う。
	令和6年11月	パブリックコメント	全市民（パブリックコメントは誰からの意見も受け付けるため）	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画改定原案</li> <li>計画改定原案に対する意見</li> </ul>	運用指針改定原案の内容に対する合意を得る。
	令和7年2月	附属機関	岡崎市都市計画審議会（学識者、議員、市民、関係行政機関の職員で構成されており、専門的観点、市民意見等幅広くを反映させることができるため）	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントでの意見と市の見解を報告</li> <li>計画改定案の報告</li> </ul>	計画の改定・公表を行うため、計画改定案を報告を行う。
実施・運用段階					